

能登町の定住・移住支援制度

# 能登に定住・移住するあなたを応援します

☎ふるさと振興課 ☎ 62-8532

U・Iターン者と新規卒者の雇用確保のため、給与の一部を助成し、定住を促進します。

## 雇用促進緊急助成金 企業・団体

### 助成対象者

町内に住所を有する新規卒者や住所を有してから1年以内のU・Iターン者を雇用する町内に事業所を持つ企業・団体

### 助成条件

- ①雇用者を1年以上雇用する計画がある企業・団体（交付は7カ月目から）
- ②雇用者の勤務地が町内であること
- ③雇用者が正社員と同等の雇用で、雇用保険適用・社会保険、健康保険に加入していること
- ④対象労働者は18歳以上であること

助成金額 1人につき、月額基本給の1/3  
(限度額50,000円×6カ月分)

売買や賃貸の、さまざまな物件情報を掲載

## 能登町ふるさと空き家情報

<http://notolife.com/>

能登町空き家

検索

物件に関するお問い合わせ、見学の申込は「のと宅地建物取引業組合」までお願いします。

## ふるさと空き家情報登録物件募集

空き家を所有していて「当分住む予定が無いので貸したい」「もう住まないで売りたい」と思っているみなさん、空き家登録しませんか。

「能登町ふるさと空き家情報」事業は、貸したい・売りたいという物件を町に登録申請し、町が委託している「のと宅地建物取引業組合」が登録可能か調査します。登録可能ならば空き家情報のホームページに掲載します。

「家が古いから」「家に荷物があるから」と考えている人も相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。

☎ふるさと振興課 ☎ 62-8532

のと宅地建物取引業組合 ☎ 62-2022

## 定住促進助成金 個人

### 助成対象者

雇用促進緊急助成金の対象となった企業・団体に雇用され1年を経過する人

### 助成条件

定住促進緊急助成金の対象になってから2年以上、町内に定住する意志のある人

助成金額 100,000円  
(申請年度末50,000円、翌年度末50,000円)

定住・移住を促進し、地域の活性化を図ります。

## ふるさと定住 住宅助成金 個人

### 助成条件

- ①U・Iターンし、自らが定住すること
- ②20歳以上であること
- ③助成金交付日から5年以上定住する意思があること
- ④住宅の施工は、町に営業所などを有する住宅建設関連事業者で、建設業法に基づく許可を受けている者、またはこれと同等の技術を持つ者の施工であること
- ⑤地域住民と積極的に交流を図る意思があること

### ■新築住宅助成金

#### 助成対象者

転入して2年未満の新築で、工事請負契約・売買契約締結後3カ月以内に認定申請する人

助成金額 500,000円

### ■中古住宅改築助成金

#### 助成対象者

転入して1年未満の期間に中古住宅を購入し、その売買契約から1年未満の期間に改築する人で、認定後ただちに改築工事できる人

#### 助成金額

- ・「ふるさと空き家情報」(左記事参照)登録物件改築工事費の1/2  
限度額500,000円
- ・「ふるさと空き家情報」未登録物件改築工事費の1/2  
限度額250,000円

## 開業・事業拡大支援事業

### 補助対象者

- ①町に事業所等を有する個人・団体・中小企業
- ②事業拡大に伴い3カ月以内に、新たに1人以上(6カ月以上)を雇い入れる個人・団体・中小企業

### 補助対象事業

- ①開業 ②新規分野への進出 ③異業種転換 ④新連携事業(異分野連携新事業開拓)

補助金額 補助対象経費の1/2以内・限度額100万円

## 公募期間

4月15日(水)～5月15日(金)

## 地域資源活用ビジネス支援事業

### 補助対象者

町に事業所等を有する個人・団体・中小企業

### 補助対象事業

- ①地域資源等を活用した特産品開発・販路開拓  
・地域ブランドの創出支援
- ②地域資源等を活用した観光地・魅力拡大  
・観光地づくり

### 助成金額

補助対象経費の2/3以内・限度額50万円  
※能登町農林水産物加工開発センター利用加算あり(2/3以内・限度額5万円)

## 地域資源活用ビジネス可能性調査支援事業

### 補助対象者

町に事業所等を有する個人・団体・中小企業

### 補助対象事業

地域資源等を活用した新技術・新商品開発に向けた可能性調査

### 助成金額

補助対象経費の10/10以内・限度額20万円

地域産業育成・活性化支援事業  
地域資源を活用して  
能登で新たなビジネス創出

能登町の産業と地域の活性化を促進するため、地域資源等を活用した事業や、独自性の高いアイデアでの新しいビジネス展開を支援します。

☎ふるさと振興課 ☎ (62) 8532

## 1万円で1万2千円分のお買い物 能登町プレミアム商品券

第1回発売 4月25日(土) 午前9時

4/25(土)、4/26(日) 9:00～16:00の間販売・売り切れ次第終了

販売価格 1セット10,000円で12,000分の買い物ができます。

1人につき5セット・5万円分購入可能

販売場所 能登町商工会本所、柳田支所、内浦支所

使用期限 平成27年9月30日(日)

☎能登町商工会 ☎ 62-0181、柳田支所 ☎ 76-0066、内浦支所 ☎ 72-1144





とっても **お得** になったよ

## のと里山空港利用助成 4月から**新制度**がスタートします

**新制度①** 新たに「**片道利用**」が助成対象に！

**新制度②** 4～6月に利用すると**1,000円分上乗せ**！

※大人往復利用時のみ

### 助成額

区分	分類	助成額		
		片道利用 <b>New!</b>	往復利用 <b>New!</b>	
		通常	右記以外 (通常金額)	往復路いずれかが 4,5,6月の場合
個人 能登町共通商品券	大人	1,000円	3,000円	4,000円
	小人	1,000円	2,000円	2,000円
団体 商品券または助成金	大人	2,000円	4,000円	5,000円
	小人	1,000円	2,000円	2,000円

※大人：搭乗日現在12歳以上の入、小人：満3歳以上12歳未満の人  
団体は、5人以上で構成され、その全ての人と同じ日に同じ航空便に搭乗した場合に適用

### 交付申請

搭乗手続きの際に発行される**搭乗券または搭乗証明書、印鑑**を持参のうえ、**搭乗日から2カ月以内**に申請してください。

受付場所：能都・柳田・内浦の各サービス室、支所、出張所

☎企画財政課 ☎62-8503

こちらでも活用ください！

### プレミアム付き「のと里山空港利用旅行商品券」

5千円で1万円分の旅行商品券。県内の旅行会社で取り扱う1人あたり2万円以上の旅行パック・団体旅行に使用できます。有効期限など詳しくは回覧板チラシをご覧ください。

販売 能登町商工会本所で  
4月6日から発売。平日9:00～17:00  
販売価格1枚5千円、先着750人分限定



### のと里山空港 利用促進同盟会

助成額 往復利用で3,000円/人、片道で1,500円/人  
10人以上の団体が対象（ウイング・ネットワーク会員は5人から） ☎☎0768-26-2366

### のと里山空港 利用促進協議会

能登地域9市町や経済団体等が実施する、首都圏等との交流事業にかかる経費の一部を補助  
☎☎076-225-1336



## 能登の味覚でんご盛り・能登井 新規参加店を 募集します

能登井の新たな参加店を募集します。参加資格を満たし、能登井の定義を遵守できる店舗が対象です。

### 参加資格

①奥能登地域（輪島市・珠洲市・穴水町・能登町）内にあること

②飲食店などの営業の許可（食品衛生法第52条）を受けていること

③「能登井事業組合」に加入し、出資金及び会費を納めること。金額などは事務局にお問い合わせください。

募集期間 4月20日①必着

「能登井2015」提供期間

平成27年7月1日～平成28年6月30日

※季節限定提供の場合も今回参加申込みください。

### 遵守要件

①能登井の定義を遵守して提供すること ②おもてなしの心を大切にし、何よりもお客様に喜んでもらうことを最優先に日々努力すること ③提供店を明示するブランドマーク（のぼり旗）を店頭掲示すること ④以上の要件を1つでも満たさないと判断される行為などが発見された場合は、組合が認定を取り消すことについて同意すること

しんごを大切に、何よりもお客様に喜んでもらうことを最優先に日々努力すること ③提供店を明示するブランドマーク（のぼり旗）を店頭掲示すること ④以上の要件を1つでも満たさないと判断される行為などが発見された場合は、組合が認定を取り消すことについて同意すること

### 申込方法

申込み用紙などを事務局で受け取ってご提出ください。

### 能登井事業組合

理事長／幸寿司

☎0768(52)2114

組合事務局／島田

☎0768(52)2632

奥能登ウエルカムプロジェクト推進協議会事務局／県

奥能登総合事務所企画振興課

☎0768(26)2303

## 満天星へのお誘い

### 皆既月食観望会

皆既月食は月が地球の影にすっぽり隠れてしまう現象です。望遠鏡で皆既月食を観望しましょう。お好きな時間に、暖かい服装でお越しください。皆既月食が見られるのは20:54～21:06です。この前後は部分月食です。雨天曇天の場合は中止します。

日時 4月4日⑤ 19:00～22:00

場所 星の観察館「満天星」 参加費 無料

星の観察館「満天星」 ☎(76)0101



宇宙の人気者  
まてん仮面

広い視野と行動力を身につけよう！

## 中学生オーストラリア スタディーツアー参加者募集

次代を担う能登町の中学生を募集人員 定員13人

海外に派遣し、体験学習や人的交流を通じて、異文化を理解し、

広い視野と実践力を備えた人材を育成します。ぜひ参加をご検討ください。

研修地 オーストラリア／ブリスベン、ゴールドコースト

日程 7月22日⑤～31日⑤

10日間（機内2泊）

引率者が2人同行します。  
応募資格 ①町に在住する中学生であること ②健康で、規律ある団体生活ができる生徒であること ③事前・事後の研修に必ず参加できること

### 個人負担

①参加負担金 19万円

※通貨レート、日程の変更などで増減する場合があります

②旅券取得費 1万円程度

（5年用パスポート）

③任意諸経費 旅行傷害保険、予防接種等にかかる費用など

応募期限 4月17日⑤

※定員に達しない場合、追加募集あり。

応募 各中学校に設置されている応募用紙を、学校に提出してください。

☎教育委員会事務局

☎(72)2509





### 町スポーツ少年団交流会

### 団員 200 人が親睦深める

町スポーツ少年団交流会は2月22日、内浦体育館で開かれ、町内で活動する200人がゲームなどを行いました。



団員は12チームに分かれ、大縄跳びやキンボールを使ったリレーなど、普段の競技から離れて、他団体の児童たちとの交流を楽しみました。

### 第10回町民ソフトテニス大会(2/1waveのと)

一部①高宮大介・奥野立樹ペア②竹原正生・東崎雄平ペア③谷内智裕・吉延孝治ペア、川端政男・下畠雄大ペア  
二部①濱田すみれ・宮下亜華莉ペア②道下愛菜・杉本隼ペア③本谷奏音・宮下日香莉ペア、佐野愛里紗・竹原正真ペア

### 第5回ジュニア&キッズドッジボール大会(2/22金沢市)

ジュニアの部準優勝 九十九クラブ  
優秀選手 豊若大和



## 公立宇出津総合病院 だより

☎ 62-1311 <http://www.hospitalnet.jp/>  
診療情報は、病院ホームページで確認できます。

### ■看護師を随時募集しています

公立宇出津総合病院では、看護師を募集しています。当院は公立病院ですので、身分は地方公務員となっており、定期的募集は役場総務課で行っています。昨年3月には看護師住宅が完成し、遠方の方も安心して就業できる環境が整っています。

定期の募集、採用がなくても、看護師(正看・准看)を募集しています。勤務状態・実績によっては正規職員としての雇用の機会もあります。当院での就業に興味、関心のある方は、お問い合わせ願います。

地域医療の確保のため、今後も引き続き看護師確保に取り組んでいきます。皆さまのご協力をよろしくお願います。 ☎事務局庶務係 ☎ 62-1311

### ■4月29日(祝)の外来診療対応

4月29日(祝)が祝日であることから、次のとおり外来診療を実施します。

神経科精神科 4月29日(祝) / (祝) 午前  
泌尿器科 4月28日(祝)午前

### ■4月から介護報酬が改定

4月から介護報酬が改定されています。これまでと同じ診療内容であっても、4月からの支払金額が異なる場合があります。ご了承ください。

### ■糖尿病・内分泌外来診療日のご案内

診察：太田医師 4月の診療日：13日(月)、27日(月)

### ■看護師等修学資金貸与希望者募集

看護学校等を卒業後、公立宇出津総合病院で勤務する学生のために、修学資金の貸与を行っています。平成27年度の募集は次のとおりです。

貸与金額 月額8万円

貸与期間を1.5倍した期間、当院で勤務すれば返済が免除となります。

### 応募資格

全国の保健師、助産師、看護師の養成施設に在学し、卒業後、公立宇出津総合病院で看護師等の業務に従事しようとする人

### 申請方法

「申請書」と在学する養成施設長の「推薦書」などを看護学校等を通じて受け付けます。

申請受付期間 4月1日～5月15日

書類を事前に準備したい人は随時お問い合わせください。

全国の養成施設が対象ですが、施設によっては申請書等の書類が無い場合があります。当院にご連絡ください。(☎ 62-1311)

詳細は各看護学校等の修学資金担当者または当院にお問い合わせください。

石川県地域医療支援看護師等修学資金(月10万円)との併給貸与が可能です。この場合、町の貸与額は3万円です。13万円の貸与が受けられます。同様に当院勤務で返済免除となりますのでご活用ください。県修学資金のお問い合わせは県健康福祉部医療対策課まで。(☎ 076-225-1431)

### 選挙日当日の投票所と時間

投票区	投票所	閉鎖時刻
第1投票区	能都社会福祉会館 1階集会室	午後8時
第2投票区	町立宇出津小学校 1階ロビー	午後8時
第3投票区	町立ひばり保育所 遊戯室	午後8時
第4投票区	町立三波公民館 集会室	午後7時
第5投票区	矢波地区集会所	午後7時
第6投票区	町立神野公民館 ホール	午後8時
第7投票区	町立鶴川公民館 図書室	午後8時
第8投票区	町立瑞穂公民館 和室	午後8時
第9投票区	宮地生活改善センター 集会室	午後7時
第10投票区	野田コミュニティセンター	午後8時
第11投票区	町立小間生公民館 会議室	午後7時
第12投票区	上町地区生活改善センター 和室	午後8時
第13投票区	町立岩井戸公民館 会議室	午後7時
第14投票区	当日地区多目的研修集会センター	午後7時
第15投票区	斉和多目的集会所	午後7時
第16投票区	内浦福祉センター 1階集会場	午後8時
第17投票区	上区集会場	午後7時
第18投票区	町立不動寺公民館 集会室	午後7時
第19投票区	町立秋吉公民館 集会室	午後7時
第20投票区	白丸コミュニティ施設 多目的交流ホール	午後8時
第21投票区	能登勤労者プラザ 体育館	午後7時
第22投票区	小木地区活性化センター ロビー	午後8時
第23投票区	町立高倉保育所 遊戯室	午後8時
第24投票区	小浦地区集会所	午後7時

### 能登町の郷土料理を学びませんか!

### 平成27年度 ふるさと自慢料理講座

能登町のふるさと料理を作ってみませんか?

次世代へふるさとの味を伝承することを目的に「ふるさと自慢料理講座」を開講します。受講を希望する人は、健康福祉課までお申し込みください。

場所 コンセールのと

対象 能登町民で、ふるさとの料理を家庭や地域に向けて伝承していきたい人。

内容 「ふるさと自慢レシピ集」をテキストとし、4回で四季折々の料理を学びます。

◆投票時間  
午前7時～午後8時  
ただし、一部投票区は午後7時まで



◆期日前投票を  
利用しましょう  
投票日に仕事やレジャー、冠婚葬祭などで投票所に行けない人は、期日前投票がおすすめです。期日前投票ができる投票所の場所と時間は表のとおりです。

の投票日です (執行予定)

4月12日(日)は  
石川県議会議員選挙  
の投票日です

### 期日前投票所と時間

場所	期間	投票時刻
能都社会福祉会館 1階集会室	4月4日(土)～11日(土)	午前8時30分～午後8時
能登町役場柳田庁舎 1階事務室		午前8時30分～午後7時
内浦福祉センター 1階集会場		午前8時30分～午後7時
小木地区活性化センターロビー	4月10日(金)～11日(土)	午前8時30分～午後7時
町立鶴川公民館 図書室		午前8時30分～午後7時

### 日程

回	開催日	時間
1	5月10日(日)	10:00～13:30
2	8月2日(日)	
3	11月8日(日)	
4	平成28年2月7日(日)	

講師 能登町食生活改善推進員

定員 25人

受講料 1,000円(4回分)

連絡・申込先 健康福祉課 ☎ 72-2504

申込期限 4月30日(日)

### イノシシによる農作物被害防止を支援します

イノシシ被害防止用電気柵購入費助成事業  
電気柵の新品購入に係る資材費の1/2を助成します。

助成対象者 JAに出荷している農業者

☎町有害鳥獣被害対策協議会(農林水産課内) ☎ 76-8302



平成27年4月1日付  
**組織改編・人事異動**

**能登町の最重要課題に取り組むため2室を新設**

企画財政課内に「地域戦略推進室」を新設して地域経済の活性化や人口減少問題に向けた取り組みを行います。また、市民の利用しやすい本庁・支所庁舎を整備するため「庁舎建設室」を総務課内に新設します。今回の見直しで13課4局8室2支所1出張所の体制となります

職員が4月1日付人事異動は、3月24日に内示されました。

**課長級**

- ▽田原岩雄(総務課長兼能都庁舎長兼秘書室長)▽蔭田大介(企画財政課長)▽朝川由美子(健康福祉課長兼地域包括支援センター長)▽中嶋久嘉(教育委員会事務局長内浦庁舎長併任)

**課参事級**

- ▽角修一(議会事務局次長)▽赤阪浩幸(総務課参事兼危機管理室長)▽本谷敏博(高倉出張所長)▽安宅義弘(監理課参事)▽大松敏明(健康福祉課参事)▽桶間実(農林水産課参事)

**課長補佐級**

- ▽打合いずみ(企画財政課長補佐兼地域戦略推進室長)▽豆田猛(町民課長補佐)▽鶴垣厚夫(能都サービース課長補佐)▽橋本直博(内浦サービース室長)▽長尾淳浩(多目的交流センター所長)▽五田秀綱(農林水産課長補佐)▽角谷重弘(柳田サービース室長)▽下野陽子(公立宇出津総合病院事務局課長補佐)

**主幹級**

- ▽小川勝則(監理課主幹兼地域戦略推進室主幹)▽小原信幸(監理課主幹)▽武田英雄(広報情報推進課主幹)▽金崎保子(こどもみらいセンター主幹)▽石崎宏子(健康福祉課主幹兼地域戦略推進室主幹)▽小路芳宏(環境対策課主幹)▽小島由美(農林水産課主幹)▽内糸英和(建設課主幹)▽真智芳郎(ふるさと振興課主幹)▽浜田健司(上下水道課主幹)▽吉村泰輝(上下水道課主幹)▽室石英明(柳田星の観察館「満天星」主幹)

**係長級**

- ▽本井敬(総務課係長)▽布浦洋平(総務課係長)▽寺下礼子(秘書室係長)▽八幡美雪(小木支所係長)▽岩井芳美(高倉出張所係長)▽大鷲幸生(監理課係長)▽多賀千鶴子(衛生センター係長)▽仲谷宗(農林水産課係長兼地域戦略推進室係長)▽高戸直美(柳田サービース室係長)▽諸角静香(建設課係長)▽大倉一郎(会計課係長)▽道下紀保子(教育委員会事務局係長)▽大門孝徳(教育委員会事務局係長兼地域戦略推進室係長併任)▽下谷内奈緒(公立宇出津総合病院事務局係長)

**主査級**

- ▽山本秀明(危機管理室主査兼庁舎建設室主査)▽道下康郎(小木支所主査)▽灰谷貴光(地域戦略推進室主査)▽小坂陽一(税務課主査)▽広瀬崇明(広報情報推進課主査)▽喜多隆志(町民課主査兼地域戦略推進室主査)▽林誠(健康福祉課主査)▽田中嘉人(健康福祉課主査)▽坂本奈菜(健康福祉課主査)▽蓑島阿貴子(内浦サービース室主査)▽清間洋(農林水産課主査)▽藁島真吾(ふるさと振興課主査兼地域戦略推進室主査)▽千徳博(ふるさと振興課主査)▽橋本信康(矢波浄水場主査)▽中山正嗣(上下水道課主査)▽新出直典(教育委員会事務局主査)▽薩摩浩美(公立宇出津総合病院事務局主査)▽新出香代子(同主査)

**主事級**

- ▽大黒恭卓(企画財政課主事)▽釣谷拓史(税務課主事)▽久田悠貴(健康福祉課技師)▽坂下昭徳(内浦サービース室主事)▽中塚一耕(環境対策課主事)▽小弥恵(多目的交流センター主事)▽久田緑(公立宇出津総合病院事務局技師)

**主任保育士**

- ▽川岸孝子(しらさぎ保育所主任保育士)▽上端正美(ひばり保育所主任保育士)▽高田滋子(柳田保育所主任保育士)

**保育士**

- ▽大門広美(しらさぎ保育所保育士)▽宮本貴美枝(ひばり保育所保育士)▽中井秀美(鶴川保育所保育士)▽山若怜奈(同保育士)▽一谷綾香(高倉保育所保育士)▽富田江美子(柳田保育所保育士)▽廣田麻菜(同保育士)▽山岸ゆかり(上町保育所保育士)

**技能労務職**

- ▽嵐ひとみ(鶴川保育所調理員)

**看護師**

- ▽森下裕美(総看護師長)▽森美枝子(副総看護師長)▽中町律子(看護師長)▽府中歩美(主任看護師)

**医療技師**

- ▽松原正明(主任薬剤師)

**派遣**

- ▽松田毅(企画財政課課参事(奥能登広域圏事務組合派遣))▽田中洋(環境対策課係長(奥能登クリーン組合派遣))▽葛原一(総務課主事(石川県市町支援課派遣))▽大鷲克宏(環境対策課課参事(奥能登クリーン組合派遣更新))▽新出和也(健康福祉課係長(石川県後期高齢者医療広域連合派遣更新))▽池

**新規採用**

- 木本泰雄(総務課主事(奥能登広域圏事務組合消防本部派遣))▽新谷恵(税務課主事)▽蔵裕一郎(柳田サービース室主事)▽清水基善(ふるさと振興課主事)▽山本樹(教育委員会事務局主事)▽諸角美咲(ひばり保育所保育士)▽池村溪伺(公立宇出津総合病院皮膚科医師)▽田中英輔(同理学療法士)▽下野拓真(同

**任期付更新**

- ▽小森和俊(公立宇出津総合病院事務局名誉院長兼消化器科医長(短時間勤務))

**再任用更新**

- ▽下野信行(町参事兼庁舎建設室長)▽山森景治(公立宇出津総合病院事務局院長室長兼医療サービース推進室長)

**再任用**

- ▽山瀬澄子(公立宇出津総合病院看護師)▽益谷喜久子(同准看護師)▽安宅優子(同准看護師)

**3月31日付退職者**

- ▽佐野勝二(総務課長兼能都庁舎長)▽池上正博(教育委員会事務局局長)▽土川啓(柳田星の観察館「満天星」係長)▽干場健太郎(教育委員会事務局主事)▽杉本育能(衛生センター技能職員)▽駒口光子(ひばり保育所長)▽國吉千恵子(鶴川保育所長)▽大伏洋子(高倉保育所長)▽新平悦子(柳田保育所長)▽竹橋澄子(上町保育所長)▽柳瀬明子(しらさぎ保育所主任保育士)▽表和彦(公立宇出津総合病院外科診療科長兼外科医長)

**3月31日付退職者**

- ▽小島清登(同皮膚科医長)▽山瀬澄子(同総看護師長)▽藤巻清美(同看護師)▽蔵上留美子(同看護師)▽敷下佳子(同看護師)▽佐渡奈々香(同看護師)▽谷内知子(同看護師)▽益谷喜久子(同准看護師)▽安宅優子(同准看護師)▽館博之(企画財政課係長(奥能登広域圏事務組合派遣))▽小坂浩正(多目的交流センター所長)▽南代英之(矢波浄水場係長)▽高井美智子(公立宇出津総合病院准看護師)▽釣谷和子(同准看護師)

**能登町合併  
10周年記念提案事業**

**能登は一つ  
「能登の歌」が  
「能登の舞」が  
心をつなぐ**

能登町の踊り歌「能登の舞」の発表会が行われます。ゲストとして関西京都今村組のライブもありますので、ぜひ見に来てください。

日時 4月5日(日) 13:30  
場所 能都社会福祉会館(役場能都庁舎) 4階大集会場  
内容 能登町の踊り歌「能登の舞」の制作発表、ダンスチーム関西京都今村組のゲストステージなど  
費用 無料  
「能登は一つ」推進委員会  
今井和人 ☎080-3745-2516



表2 行政改革実施計画の主な取り組み項目

基本目標Ⅰ 行政サービスの向上 (実施計画26項目)	
①町民サービスの向上	高度化・多様化する町民のニーズに適切かつ迅速に対応し、町民にとって必要なサービスを改めて見直し、町民が満足できるサービスを町民の視点に立ち見直します。
②電子サービスの充実	インターネット等の活用や、適時適正な情報提供など、町民に便利な行政システムの構築と社会保障・税番号制度を活用した社会保障など、町民サービスの充実を図ります。
③職員の資質の向上	職員の能力開発を推進するとともに、職員の意識改革、資質向上に努めます。職員のさらなるレベルアップに取り組むとともに、職場内のチームワークを強化します。
基本目標Ⅱ 事務事業の改善・効率化 (実施計画56項目)	
①計画的な行政の推進	町の総合計画を基本とし、各施策・計画との整合性を図りながら、効果的な事務・事業を推進します。
②効率的な事務事業の推進	最小の経費で最大の効果を上げるように見直しを図ってきましたが、財政的な制約や国・県からの権限委譲による事務の拡大、高度化・多様化する町民ニーズに的確に対応した事務事業を執行するため、引き続き積極的な見直しを図ります。
③組織体制の適正配置	地方分権が進み行政事務量が増加していく中で、町民の要望に迅速に対応できる組織機構を常に意識し、必要な再編・整備を随時推進します。
④公共施設の適正管理	公共施設について、町民の利便性を考慮しながら、施設の統廃合を含めた見直しを推進します。
基本目標Ⅲ 収入確保・健全な財政運営 (実施計画13項目)	
①計画的な財政運営の推進	限られた自主財源を効果的に活用するため、各種補助制度を取り入れながら、緊急性・必要性を考慮して、中・長期的な視点で計画的な財政運営に努めます。
②財源確保対策の推進	税収等の確保にあたっては、課税客体の適正な把握に努めるほか、町税等の滞納が納税者間の不公平感を生じさせないよう、滞納整理等を着実に実施します。また、その他の使用料等についても、受益者を負担の公平性や徴収率の向上に努めるなど、自主財源の確保に努めます。
③遊休財産の有効活用と適正管理	現状と課題を明確にし、その利活用についての基本的な考え方を定めます。未利用地については、貸付や売却処分等により積極的に利活用することにより財源確保や維持管理費の節減を図るとともに、適正な管理を進めます。



表1 3つの基本目標

基本目標Ⅰ 行政サービスの向上
町民の立場に立ったサービス提供のため、各種申請手続の電子化や窓口における利便性・快適性を高め、町民サービスの充実を図ります。
基本目標Ⅱ 事務事業の改善・効率化
厳しい財政状況の中にあつて、新たな行政課題や多様化する行政需要に対応するため、職員一人ひとりがコスト意識を持つとともに、民間企業の発想・手法を積極的に導入します。
基本目標Ⅲ 収入確保・健全な財政運営
町税や料金収入などを確保にするにあたっては、課税客体の的確な把握と適正な課税に努め、納税意識の高揚、収納向上対策の強化を図り、収納率の向上に努めます。また、使用料及び手数料等については、適正な行政コストを算出のうえ、受益者負担の適正化に努めます。

# 第3次能登町行政改革大綱

町民満足度の向上、より良い行政サービスの提供を目指します

## 基本方針

能登町の行政改革は、「町民満足度の向上」をめざして取り組みます。従来の行政改革は、組織機構の改革と行政経費の削減が主な柱として実施されてきましたが、新たな行政改革では、町民満足度の向上が必要不可欠で

す。常に町民と向き合い、町民との対話の中から町民ニーズを的確に把握して現状の課題を見つけ、課題解消に向けて職員一丸となって取り組み、町民満足度の向上に努めます。

## 第3次行政改革大綱の概要

基本方針に沿った取組を行うにあ

たっては、表1に掲げる3つの視点に立った改革を基本目標とし推進していきます。改革の推進期間は、平成27年度から平成31年度の5年間とします。

## 第3次行政改革大綱

### 実施計画の概要

「第3次行政改革大綱実施計画」とは、大綱に掲げられた推進目標を着実に実行するための具体的な取り組み項目を示した計画書です。(次ページ表2)

## 改革の推進体制

### ①行政改革推進委員会 (民間委員11名)

行政改革の実施内容について、評価、検証を行い、見直すべき事項などを町長に提言します。

### ②行政改革推進本部

(町長、副町長、教育長、課長など) 町長を本部長とし、全庁で行政改革を推進。また、改革の推進について調査検討するため、課長級が推薦する職員で構成する幹事会を設置しています。

## 改革の効果

行政改革実施計画の取り組みにより5年間で9億7千万円の財政効果を見込んでいます。なお、取組状況などは随時お知らせします。



## 姉妹都市との交流事業を支援します

町民自らが実施する姉妹都市との交流事業に対して補助金を交付します。

### 1. 対象の要件 (各号すべてに該当)

①高校生以上の町内に住所を有する者 ②5人以上で構成される団体 ③研修、視察又は各種交流を目的とした事業。姉妹都市の個人又は各種団体等(会社等)との交流を目的とする ④事業実施の30日前に申請

書を提出し、町の承認を受けた事業 ⑤収入の額に公的助成金が3分の1以上含まれていない事業

### 2. 補助金の上限額 (1人当たり金額)

①千葉県流山市 5千円 ②宮崎県小林市 2万円

### 3. 対象の経費

①交通費及び宿泊費 ②その他交流に必要な経費

☎総務課 ☎62-8510